

# 令和8年度長野県伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業委託業務仕様書

## 1 目的

生活様式の変化や大量生産品の普及などによる国内需要減少等の課題を抱える伝統的工芸品産業について、増加するインバウンド需要獲得や海外展開等を見据えた伝統的工芸品の技術を使った新たな商品開発を支援することで、伝統的工芸品の稼ぐ力を向上させ、活性化を図ることを目的として実施する。

## 2 業務委託名

令和8年度長野県伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業

## 3 委託期間

契約の締結日から令和9年3月12日まで

## 4 委託業務の内容

委託者は次の(1)から(5)のとおり伝統的工芸品の技術を使った新たな商品開発を行い、完成につなげる。

### (1) 新商品開発研究会の開催

- ・伝統的工芸品の技術を使った新たな商品を開発すること。
- ・研究会は、受託者、伝統的工芸品の産地事業者及び共同で伝統的工芸品の技術を使った新たな商品の開発を行う事業者等に加え、必要に応じて招聘される専門家によって構成されるものとする。
- ・研究会の開催、運営は受託者が事務局として開催日時の調整、連絡等を行い、研究会は3回以上開催すること。
- ・伝統的工芸品の産地事業者及び共同で伝統的工芸品の技術を使った新たな商品開発を行う事業者等に謝金・旅費等を支払う必要が生じた場合は委託料の範囲で対応すること。
- ・令和7年度委託事業の成果物である企画書(以下、企画書)の中から県と協議の上、研究会で取り進むものを決定すること。研究会における新商品の開発は、委託料の範囲において実施すること。なお、委託料の範囲内であれば企画書によらない新商品の開発を可能とする。
- ・受託者は3商品以上の伝統的工芸品の技術を使った新たな商品を完成させること。

### (2) テストマーケティングの実施

- ・(1)により完成した商品のテストマーケティングを実施すること。
- ・実施場所は長野県外を含め、インバウンド客や富裕層の集客が見込まれる施設またはバイヤーとのマッチングが見込まれるイベントとすること。
- ・実施日数は合計で10日以上とする。
- ・商品の取引条件(卸値、販売価格、納品数、納品方法、在庫の取扱い方法、不良品の取扱い方法等)について、事業者等と連絡調整を行うこと。
- ・テストマーケティング実施施設の条件(全体運営方法、ディスプレイ、販売方法、商品管理方法等)について施設側との連絡調整を行うこと。
- ・効果的なテストマーケティングとなるよう、SNS等を活用して十分な事前告知を行うこと。
- ・販売スペース状況により、(1)により完成した商品以外の商品のテストマーケティングも

可能とする。

- ・テストマーケティング結果及び受託者の知見に基づく分析結果について任意様式により作成すること。

### (3) 開発商品改良会議の開催

テストマーケティング及び分析結果を踏まえ、開発商品の改良のための研究会を開催する。

### (4) 開発した新商品の PR に対する協力

委託者の求めに応じ、開発した商品の記者会見や発表会を開催すること。

### (5) その他

- ・伝統的工芸品産地との強い関係性を有し、産地組合を支援している長野県中小企業団体中央会と連携して業務を行うこと。
- ・本仕様書記載の業務のほか、委託料の範囲内において、委託者が別途指定する本事業の目的に沿った業務を行う。

## 5 対象経費

委託業務において認められる経費は、本仕様書に掲げる業務を行うために必要な経費とする。対象とならない経費は次のとおりとする。

- ・機械・機器を購入するための経費
- ・土地・建物を取得するための経費
- ・施設・設備を設置又は改修するための経費
- ・国・地方公共団体・その他産業支援機関の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・国・地方公共団体・その他産業支援機関の交付金、補助金、又は助成金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業を直接支援するための経費
- ・その他事業との関連が認められない経費

## 6 経理

- ・委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿及びその他関係書類を整備しなければならない。
- ・上記の書類等は、委託事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、又は監査、検査、訴訟等かかる場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、いつでも閲覧に供することができるよう保管しなければならない。

## 7 進捗状況の報告

- ・各項目の業務の終了後、実施内容や成果・課題等の所見などについて、報告を行うこととする。
- ・上記のほか、委託者は必要に応じて業務の進捗状況について報告を求めることができる。

## 8 完了報告

- ・受託者は、令和9年3月12日までに、令和8年度の業務及び会計に関する報告書を委託者に提出すること。
- ・委託業務の完了後には、「令和8年度伝統的工芸品産業稼ぐ力向上事業委託業務」完了報告書

- (様式第1号)に、事業実施状況報告書(様式第4号)ほか関係書類等を添えて報告を行う。
- ・上記の報告に当たっては、委託業務の実施状況のほか、委託者が別途指定する書類、電子データ等を添付すること。

## 9 再委託に関する留意事項

- ・委託業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の範囲及び必要性、再委託の相手方、契約期間、履行体制などについて、事前に委託者の承認を受けなければならない。
- ・受託者は、本委託契約を遵守するために必要な事項について、再委託先と契約書等で定めなければならない。再委託先の行為については、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 10 成果目標

本事業の成果目標を次のとおりとする。

- ・3商品以上の新商品を完成させること。
- ・テストマーケティングは1回以上開催すること。

## 11 知的財産権の取扱い

### (1) 著作権等

本事業により製作された成果品の全ての著作権や特許権等は、本事業の受託者と伝統的工芸品の産地事業者及び共同で伝統技術を使った新たな工芸品の商品開発を行う事業者等で協議の上、明確にしておくこと。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果品の製作に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

### (2) 権利関係の処理

素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)の侵害が生じないようにすること。

## 12 関係法令

本事業の実施に当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等を遵守しなければならない。

- ・長野県財務規則及び諸規則
- ・労働関係法令及び長野県の条例、その他関係法令及び通達等

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合には、その都度協議するものとする。